

《自己負担額合計が年間上限を超えた場合》

70歳以上の被保険者・被扶養者の1年間(計算期間:前年8月1日～7月31日)の外来療養にかかる自己負担額合計が144,000円を超えた場合、その超えた額が高額療養費(外来年間合算)として給付されます。

なお、計算期間中、他の医療保険者に加入されたことがある方については、自己負担額の比率に応じ案分して給付されます。

条件1	基準日(7月31日、被保険者死亡の場合は死亡日の前日)時点で、所得区分「一般」または「低所得」に該当する方が対象。
条件2	「現役並み所得者」区分であった期間の自己負担額は計算に含まれません。

《高額療養費(外来年間合算)の申請について》

7月31日時点(基準日)に加入していた医療保険者(健康保険、後期高齢者医療保険、国民健康保険など)に対し、該当する下記ケースを確認の上、申請してください。

【ケース1】

計算期間(前年8月1日～7月31日)、当健保組合のみに加入していた方
当健保組合にて計算、基準日が属する年の翌年3月に給付されます(当健保組合へ申請不要)

【ケース2】

計算期間途中、当健康保険組合から後期高齢者医療保険など他の医療保険者へ加入された方
[申請先] 他の医療保険者

	手順
①	当健保組合へ高額療養費(外来年間合算)支給申請と自己負担額証明書交付申請
②	当健保組合から医療費の自己負担額証明書を交付
③	他の医療保険者へ高額療養費(外来年間合算)支給申請 注)医療費の自己負担額証明書②を添付
④	他の医療保険者から被保険者へ高額療養費(外来年間合算)を給付 他の医療保険者から当健保組合へ高額療養費(外来年間合算)の計算結果を通知
⑤	当健保組合から被保険者へ高額療養費(外来年間合算)を給付

【ケース3】

計算期間途中、国民健康保険など他の医療保険者から当健保組合へ加入された方
[申請先]当健保組合

	手順
①	他の医療保険者へ医療費の自己負担額証明書の交付申請
②	他の医療保険者から医療費の自己負担額証明書の交付
③	当健保組合へ高額療養費(外来年間合算)支給申請 注)医療費の自己負担額証明書②を添付
④	当健保組合から被保険者へ高額療養費(外来年間合算)を給付 当健保組合から他の医療保険者へ高額療養費(外来年間合算)の計算結果を通知
⑤	他の医療保険者から被保険者へ高額療養費(外来年間合算)を給付